

# 一般負担上限の見直しと発電側基本料金 (補足説明)

2018年5月15日

資源エネルギー庁

# 『発電側基本料金』と『一般負担上限の見直し』のパッケージ

- 発電側基本料金によってフローでの費用回収ができることを前提に、一般負担により行うことが原則とされている基幹送電線等の整備（※）において、稼働率の低い電源について、一般送配電事業者が負担する額の上限を引き上げ。 ※電源線等については、特定負担により整備することとされている。
- これに伴い、系統制約が顕在化する中で、増強費用が特に課題となる風力発電については、**イニシャルの負担が軽減され、フローの負担が増加する。（分割払い化）**
- 特にフローにおいては、FITの売電収入があるため、全体としてみれば風力発電事業者の資金繰り面を支える効果が期待される。

	現状	今後
初期負担 の上限 (イニシャル)	<p>(電源毎に異なる)</p> <p>太陽光 1.5万円/kW 陸上風力 2.0万円/kW 火力 4.1万円/kW</p>	<p>(電源によらず一律)</p> <p>4.1万円/kW</p> <p>例) 陸上風力 + 2.1万円/kW</p>
発電側基本料金 (フロー)	なし	<p>年間 1800円/kW程度</p> <p>+ 2.1万円/kWは約10数年分に相当 (金利補正後)</p>

『分割払い化』

# 再エネの初期投資減、分割払い化

## 発電側基本料金の個別電源への影響

発電側基本料金はkW単位で公平に課金するもの。  
kWhに換算すると、

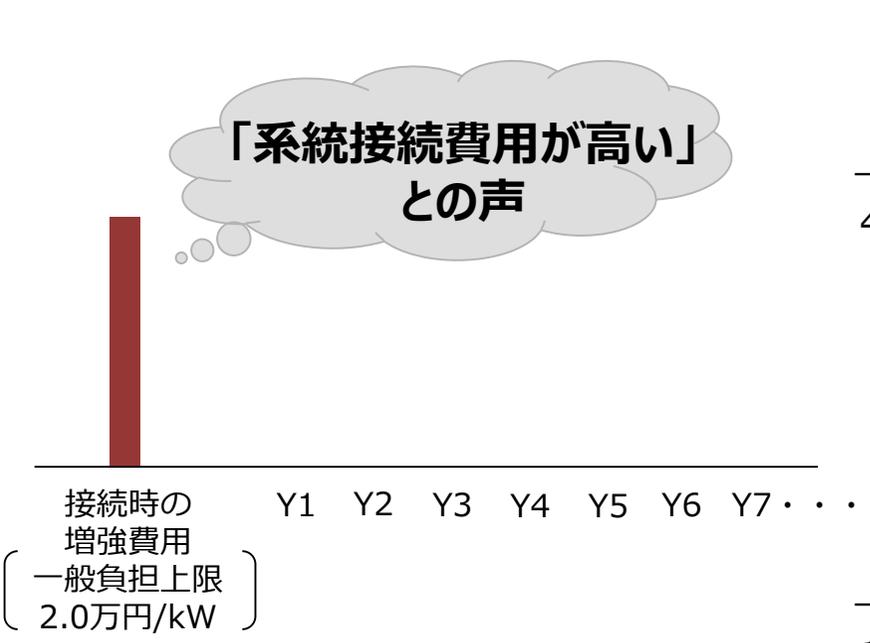
系統電源の設備利用率：  
40%※1未満：**負担↑**  
40% 以上：**負担↓**



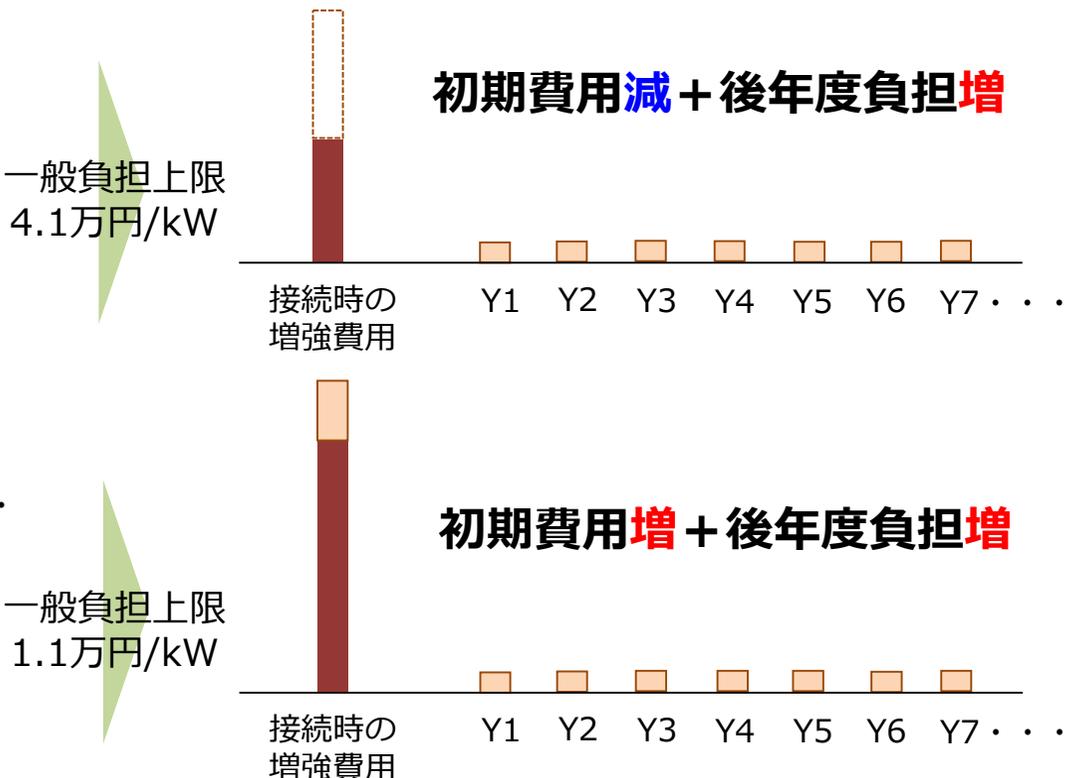
陸上風力（利用率約26%）：0.8円/kWh  
太陽光（利用率約15%）：1.4円/kWh ※2

※1 託送料金の約1割を発電側負担とし、発電側基本料金の料金水準を簡易な試算結果である150円程度/kW・月とした場合を想定したものであるが、実際に適用される単価には一定の幅が生じる点に留意が必要。  
※2 買取期間中にFIT制度によりどのような調整を行うかは、今後調達価格等算定委員会において検討。

<現行>



<発電側基本料金導入+一般負担上限見直し後>

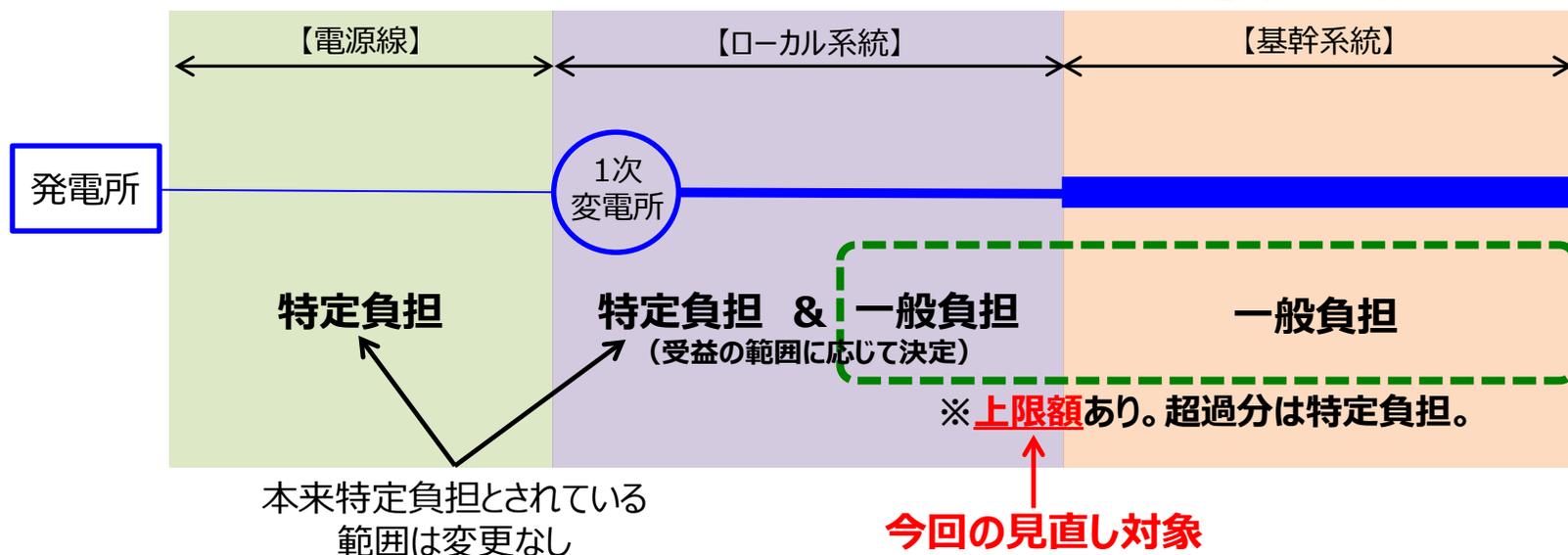


# (参考) 東北北部エリア電源接続案件募集プロセスにおける一般負担上限見直しの影響

- 2017年8月に北東北の募集プロセス参加の継続の意思表示をした応募容量は1,545万kWであり、募集容量(280万kW)を大幅に上回ったが、「日本版コネクト&マネージ」等の検討を踏まえ、連系可能量が拡大(350万kW~450万kW)。
- 連系可能量である350万kW目に相当する案件の**最大特定負担額は6.1万円/kW**という試算結果があり、**一般負担上限の見直しを行ってもなお、相当額の特定負担が残る。**
  - ※当該案件が風力発電であった場合、kW一律4.1万円<sup>1</sup>で一般負担上限の見直し後も、一般負担が4.1万円を超える案件であれば、一般負担約4.1万円、特定負担約4万円となる試算
- その他地域においても、現行制度の下で本来特定負担とされている部分が一般負担となるわけではなく、電源線等には特定負担が残るので、**非効率な設備形成を一定程度抑制する仕組みとして引き続き機能**する。

## <系統設備形成における費用負担>

※ 発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針(平成27年11月資源エネルギー庁)



# (参考) 各事業者への影響

- 発電側基本料金の導入とセットで一般負担の上限額を4.1万円/kWとすると、長期（20年間）で見れば、再エネ事業者（例えば系統接続ニーズの大きい風力事業者）との関係で考えると、一般送配電事業者にとっては費用回収面のメリットがあり、当該事業者にとっては費用負担が抑えられる。

＜一般負担上限4.1万円/kWまでネットワーク側で負担するケース＞

一般負担の上限額  
(陸上風力の場合)

2.0万円/kW → 4.1万円/kW (**+2.1万円/kW**)

発電側基本料金総額  
(20年間)

150円/kW・月×12ヶ月×20年=**3.6万円/kW** ※1

割引現在価値

一般送配電事業者の  
事業報酬率1.9%で割引

一般送配電事業者にとっての  
割引現在価値

**29,700円/kW** ※2

21,000円/kW

陸上風力発電の  
IRR 8.0%で割引

風力発電事業者にとっての  
割引現在価値

**17,700円/kW**

21,000円/kW

※1 発電側基本料金の料金水準を簡易な試算結果である150円程度/kW・月とした場合を想定したものであるが、実際に適用される単価には一定の幅が生じる点に留意が必要。

※2 発電側基本料金の導入に当たっては、託送料金の原価総額を変えないことが前提であり、別途需要側の託送料金は減額する。また、一般送配電事業者の収支については、託送料金の適正性を確保するため、毎年事後評価が行われる。

託送料金の最大限抑制と適切な送配電関連投資の両立が重要であるところ、引き続き一般送配電事業者については、経営効率化等の取組の促進も求めている。